

## 入札説明書

沖縄県農業研究センターが発注する出穂誘導施設照明器具修繕業務に係る入札公告（以下「当該入札公告」という。）に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令、沖縄県財務規則及び当該入札公告に定めるものの他は、この入札説明書による。

1 公告日 令和8年6月8日（月曜日）

### 2 入札に付する事項

- (1) 業務名 出穂誘導施設照明器具修繕業務
- (2) 業務内容 既設メタルハライドランプをLED光源に交換設置及び植物生育用ハイエネライトの設置を行う。別添仕様書及び契約書（案）に示すとおり。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月5日（金曜日）まで。
- (4) 履行場所 沖縄県農業研究センター（沖縄県糸満市字真壁820番地）

### 3 仕様書及び契約書（案）に関する質問及び回答について

仕様書等に関する質問は、令和8年6月18日（木曜日）10時までに、メール（質問票様式）で受け付ける。質問票（第7号様式）を開封確認付き電子メールで提出すること。

メールの宛先 xx049400@pref.okinawa.lg.jp

件名を「出穂誘導施設照明器具修繕業務の入札に関する質問」とすること。

質問に対する回答は令和8年6月19日（金曜日）を目途に、沖縄県公式ホームページ【公募・入札発注情報】に掲載する。

### 4 入札に参加する者に必要な資格

入札公告に示すとおり。

### 5 入札に参加することができない者

入札公告に示すとおり。

### 6 入札への参加申請について

#### (1) 申請方法

本件入札への参加を希望する者は、次に掲げる申請書等を持参又は郵送（簡易書留）により農業研究センターへ提出し、入札参加資格の有無について確認を受けるものとする。なお、不備等がある場合は受付期間内に補正しなければならない。

ア 申請書等提出確認票

イ 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）

ウ 誓約書（第2号様式）

エ 入札参加適格合格通知書の写し（沖縄県発行）

オ 配置予定技術者の経歴書（第3号様式）及び免状等の写し

- カ 入札保証金現金払込書発行依頼書（第4号様式）  
キ 入札保証金免除申請書、同種・同規模契約の履行実績（第5号様式） } いずれかを提出  
※キを提出する者は、履行実績が分かる契約書(写)と納品書(写)も提出すること

(2) 申請書等の受付期間及び提出先

- ア 期間 公告日から令和8年6月19日（金曜日）午前10時まで  
受付時間は午前9時～正午、午後1時～5時まで（土日・祝日除く。）  
郵便による提出の場合も6月19日（金曜日）午前10時必着とする。
- イ 提出先 〒901-0336 沖縄県糸満市字真壁820番地  
沖縄県農業研究センター 作物班（TEL：098-840-8505）

※郵便により提出する場合は発送、到達確認の電話連絡を入れること

(3) 入札参加資格の確認結果通知

結果は書面にて通知する。

## 7 入札保証金について

入札に参加しようとする者は、入札公告に示すとおり、入札保証金を納付すること。

(1) 入札保証金の額

沖縄県財務規則第100条の規定により、見積る契約金額（消費税込み）の100分の5以上とする。

(2) 入札保証金（現金）納付についての取扱い **※上記6(1)カ関係**

沖縄県が発行する現金払込書により現金を金融機関で納付し、領収書の写しを入札前日までに沖縄県農業研究センター総務管理班にFAXにて提出すること。また、入札時には、領収書の原本を持参すること。

現金払込書は、入札参加資格確認結果の通知後に同センター窓口で交付する。来所前に、事前に電話連絡すること。

沖縄県農業研究センター総務管理班（電話：098-840-8500、Fax：098-840-8510）

(3) 入札保証金の免除 **※上記6(1)キ関係**

次のいずれかに該当すると認めるときは、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。

イ 過去2箇年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体との間で、本件入札に係る内容と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績を証明する書類を提出しその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと県が認めるとき。

該当の可否は、入札参加資格確認結果の通知とあわせて文書にて通知する。

(4) 入札保証金等の納付又は書類に不備があるときの取扱い

次のアからウのいずれかに該当する場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。

ア 入札参加者が入札保証金等の納付を行わなかった場合

イ 入札参加者が納付又は提供した入札保証金等の納付額が不足である場合

ウ 入札保証金等の納付に係る書類に不備があった場合

(5) 入札保証金の還付

落札しなかった者は、入札保証金還付請求書（第6号様式）を沖縄県農業研究センター総務管理班に提出する。約2週間後に指定された口座に還付する。

落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。充当しない場合は、契約保証金を徴取後、先に納付済の入札保証金を還付する。

落札者が落札決定の日から起算して7日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属する。

## 8 入札執行

(1) 日時 令和8年6月26日（金曜日）午前11時00分

(2) 場所 沖縄県農業研究センター本館棟2階 小会議室

(3) 入札執行人及び立会人 沖縄県農業研究センター職員

(4) 入札参加者は入札執行に先立ち、入札保証金の納付に係る確認を受け、一般競争入札参加資格確認決定通知書の写しを提出すること。

(5) 入札は、入札書（第8号様式）を入札箱に直接投函するものとする。郵便及び電報等による入札は認めない。

(6) 代理人が入札を行う場合は、委任状（第9号様式）を提出すること。

(7) 開札は、入札者を立ち合わせて行う。

(8) すべての入札者の入札において、予定価格の制限の範囲内の金額の入札がない場合は、直ちに、再度の入札を執行する。なお、入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。ただし、入札公告8に該当する入札（入札の無効）をした者については、再度の入札への参加を認めない（8（4）、（5）は除く。）。

## 9 入札書の提出方法

(1) 入札書には、仕様書1～6にかかる一切の金額を記載すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額のうち課税対象金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札金額は、算用数字をもちいて記載すること。入札金額の前には¥マークを入れること。

(3) 入札書の記載内容を抹消し、訂正し又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。

(4) 入札書は中が透けない封筒に入れ、入札箱に投函すること。

- (5) 入札者は、一旦提出した入札書の書き換え、引き替え又は撤回をすることはできない。
- (6) 再度入札の場合においては、入札書の右上に「再」と記載すること。

## 10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

## 11 契約に当たっての留意事項

### (1) 契約事項等

- ア 契約事項は、契約書（案）及び仕様書による。
- イ 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を取り交わすものとする。

### (2) 契約保証金 ※契約締結前までに

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額（税込）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当すると認められる場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- ア 契約を締結しようとする者が、保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。
- イ 過去2箇年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体との間で、本件入札に係る内容と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績を証明する書類を提出しその者が契約を履行しないこととなるおそれがないと県が認めるとき。

## 12 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

名称：沖縄県農業研究センター 作物班  
住所：〒901-0336 沖縄県糸満市字真壁820番地  
連絡先：098-840-8505

## 13 その他留意事項

- (1) 入札参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 法人にあっては、押印は代表者印で行うこと。
- (3) 本件入札の過程で提出された全ての書類において、事実と異なる記載がある場合は、入札参加資格の取消、その者の入札の無効、落札の取消、契約の解除等を行う場合がある。
- (5) 入札参加資格通知書を受理した後、入札書を提出する前に入札を辞退する場合は、入札辞退届（第10号様式）を提出すること。